

国民経済計算調査会議の公開について
(案)

平成16年10月19日

国民経済計算調査会議については、下記の要領で公開することとする。

記

1. 会議

会議は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると議長が認めた場合は、理由を明示し、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 会議資料

会議において公開された資料(以下、会議資料。)は、議事要旨の公表にあわせて公表する。ただし、特段の理由があると議長が認めた場合は、理由を明示し、会議資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

3. 議事録

議事録は、会議の終了後一定期間を経過した後に公表する。ただし、特段の理由があると議長が認めた場合は、理由を明示し、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

4. 議事要旨

議事要旨は、会議の終了後速やかに公表する。

5. 検討委員会

1. から 4. までの規定は、検討委員会に準用する。この場合において、「会議」とあるのは「検討委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「会議資料」とあるのは「検討委員会資料」と、「議事録」とあるのは「検討委員会議事録」と、「議事要旨」とあるのは「検討委員会議事要旨」と読み替えるものとする。